

横浜市内の指定障害児通所支援事業所
指定障害児相談支援事業所
指定障害児入所施設 管理者 様

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課長

**令和 3 年度児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業所等
給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出について（通知）**

日頃から本市の障害児福祉行政の推進に格段の御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

児童福祉法における給付費の算定にあたっては、「平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 122 号」の規定により、加算の算定の区分や、算定するサービス費等を決定することになっています。

このため、提出の必要な事業所（下記参照）については、令和 3 年度の各加算等の算定状況を提出するようお願いいたします。

1 提出の必要がある事業所等

- (1) 児童発達支援を行うすべての事業所
- (2) 医療型児童発達支援を行うすべての事業所
- (3) 放課後等デイサービス行うすべての事業所
- (4) 加算の新規取得や取得内容に変更がある保育所等訪問支援事業所
- (5) 福祉型障害児入所施設
- (6) 医療型障害児入所施設
- (7) 加算の新規取得や取得内容に変更がある障害児相談支援事業所

○ 体制届の提出の際には次の書類も添付をしてください

- ① 児童発達支援管理責任者の要件を確認できる書類
(実務経験証明書、研修修了証の写し、資格証の写し等)
- ② 児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者 の要件を確認できる書類
(実務経験証明書、資格証等)

【別紙】「職種ごとに要件を確認できる主な書類例」を参照

2 体制届様式の掲載場所

ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」の書式ライブラリ

→ 「2. 横浜市からのお知らせ」

→ 「⑨-3 事業所変更・加算に関する届け出について（児童福祉法）」

→ 「3. 体制届」

→ 【横浜市様式】 令和 3 年度体制届

https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L_Result2.asp?scategory=155&category=153&topid=2

3 提出期限

令和3年4月13日（火）消印有効

4 書類の提出先・問い合わせ先

<p>体制届の記載方法等の 問い合わせ先・提出先</p> <p>・変更届 (事業所の所在地変更は除く)</p> <p>・体制届</p> <p>・処遇改善加算 (特定処遇改善加算含む)</p> <p>に関すること</p> <p><対象事業所></p> <p>児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 障害児相談支援</p> <p>※児童発達支援センター・障害児入 所施設は障害児福祉保健課へ</p>	<p>〒231-0023</p> <p>横浜市中区山下町23番地 <small>にっ ち</small> 土地 山下町ビル9階</p> <p>公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 市町村支援センター 実地指導課 児童係</p> <p>受付時間：平日9:00～17:30</p> <p>電 話：045-222-0291</p> <p>ファックス：045-671-0295</p> <p>Eメール：jidoujitti@kanafuku.jp</p> <p>○ 原則として、お問合せはEメールでお願いします。</p> <p>○ 書類を持ち込む場合、上記法人事業所・受付窓口まで直接持ち込んでください(集配ポストへの投入不可)。</p> <p>○ 封筒に貼る郵送ラベル(別添)を使用してください</p>
<p>体制届の記載方法を除く問い合わせ先(全事業所)</p> <p>児童発達支援センター・障害児入所施設の問い合わせ先・提出先</p>	<p>〒231-0005</p> <p>横浜市中区本町6丁目50番地の10 (13階)</p> <p>横浜市子ども青少年局障害児福祉保健課</p> <p>受付時間：平日8:45～12:00/13:00～17:15</p> <p>電 話：045-671-4274</p> <p>※ お問合せは、原則として、電話でお願いします。</p>

5 提出にあたっての留意事項

- (1) 「サービス種類別提出書類一覧(体制届データ・ワークシートの一覧表)」で提出書類の確認を行い、書類の不足や押印もれがないよう御注意ください。また、加算の算定に必要な挙証資料が提出されないと加算の算定ができませんので御注意ください。
- (2) 提出した書類の写しを必ず各事業所で保管してください。

- (3) 書類に不備等があった場合は、修正及び再送について連絡します。提出書類の写しを保管していただくことで、確認がスムーズに行えますので、ご協力をお願いします。
不足書類は、速やかに再送いただけないと加算を算定ができないこともあります。
- (4) かながわ福祉サービス振興会あて郵送用の封筒貼付ラベル（別添）を作りましたので、使用してください
- (5) 受領確認が必要な場合には、書留等の記録の残る提出方法を御利用ください。受領証をお送りいただいても、返送は行っていませんのでご注意ください。

6 体制届に関する資料

以下をご確認ください。

ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」の書式ライブラリ

→「2. 横浜市からのお知らせ」

→「⑨-3 変更届・加算等に関する届出について（児童福祉法）」

→「1. 変更時の提出書類・記載例等（はじめにお読みください）」

https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L_Result2.asp?scategory=173&category=153&topid=2

(1) 変更が生じる場合の申請書類と届出について

(2) 職種ごとに要件を確認できる主な書類の例

※障害福祉サービス経験者について

国の報酬改定による人員配置基準の見直しで「障害福祉サービス経験者」は廃止されましたが、現に指定を受けている事業所は2年間の経過措置があります。該当の障害福祉サービス経験者がいる場合は、要件を確認できる書類を提出してください。

(3) かながわ福祉サービス興会あて郵送用ラベル

7 報酬改定について

『令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等の概要について』をご確認ください。

ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」の書式ライブラリ

→「6. お知らせ（県内共通）」→「6. 報酬改定に関する情報(R03.04更新)」

→【共通】【児童系】【相談系】令和3年度報酬改定の概要

https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L_Result2.asp?category=109&topid=15

8 自己評価結果等未公表減算の適用について

『令和2年度障害児通所支援事業集団指導』 資料5-1をご確認ください。

ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」の書式ライブラリ

→「2. 横浜市からのお知らせ」→「⑨-4 実地指導・集団指導等について（児童福祉法）」

→「集団指導」→「令和2年度 指定障害児通所支援事業所集団指導 資料その1」

<https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/FileDir/CT163N22.pdf>

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

TEL：045-671-4274

FAX：045-663-2304